第明治三十五種郵便物認可

平成２７年（フ）第５２号
仙台市若林区文化町３番28号
債務者　小林ひろみ
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３７２号
茨城県鉾田市安塚793番地15　井川アパート１号棟
債務者　高野ツヤ子（旧姓高須）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
千葉県君津市内箕輪１丁目25番２号　103
債務者　根本　伸一
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１２２号
富山県高岡市戸出1659番地１
債務者　塚本　龍亮
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１１号
長野県上田市神畑乙73番地10
債務者　藤浪　沙織
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１５号
長野県上田市下之郷乙725番地１　サンパティークフォレＢ102号
債務者　川島　達哉
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２０８８号
愛知県北名古屋市高田寺砂場14番地１　スフィアＭＩＥ　Ｂ―201
債務者　古川　順也
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市西条３丁目24番12号　グランデール１Ａ
債務者　折見　英久
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４号
三重県南牟婁郡御浜町大字下市木4746番地１
債務者　浜田　美重
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第３９０号
大津市晴嵐１丁目４番６号、前住所大津市晴嵐１丁目６番３号
債務者　田村　正博
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
大津市里５丁目11番２号
債務者　光岡　　咲
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
滋賀県甲賀市水口町虫生野中央164番地―201号、前住所滋賀県湖南市岩根550番地27
債務者　上間　昇太
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５号
愛媛県新居浜市萩生2411番地の64
債務者　上田　千春
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２号
高知県安芸郡田野町2338番地２
債務者　松田ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第３号
高知県室戸市浮津１番町31番地
債務者　平井　康人
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２７年（フ）第３号
福岡県田川郡添田町大字中元寺4260番地
債務者　大野　秀男
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２６号
宮崎市千草町11番18号　山伊ビル204号
債務者　蛯原　光洋
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７号
鹿児島県鹿児島市錦江台３丁目23番38号　コーポ星和台102号
債務者　森下　浩二
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係